

【別紙】知事許可漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間について

漁業種類	申請すべき期間
小型いか釣り漁業（県外を主たる根拠地とする船舶）	令和8年3月1日から令和8年3月31日の間
手繰第3種漁業の貝類又はなまこけたびき網漁業	令和8年3月27日から令和8年4月27日の間
その他の小型機船底びき網漁業の板びき網漁業（佐渡市内を主たる根拠地とする船舶）	令和8年3月27日から令和8年4月27日の間
特定海域におけるあかがれい刺し網漁業	令和8年3月27日から令和8年4月27日の間
潜水器漁業	令和8年5月1日から令和8年5月31日の間